

令和7年度千葉県農作業安全推進 実施計画

1 年間スローガン

「みんなで進めよう！千葉の事故ゼロ農作業！」

2 農作業安全推進会議の開催

推進団体及び推進対象団体が連携し、県内において統一の目標をもって 農作業安全推進をすることを目的として、以下の会議を開催する。

- (1) 関係者連絡調整会議
- (2) 担当者会議

3 死亡事故調査の調査体制

- (1) 推進団体及び推進対象団体は、農作業死亡事故に関する情報を得た場合は、事故状況の聞き取り及び現場の画像を確保し、所定の様式により所管農業事務所を通じて県生産振興課へ報告することとする。
- (2) 推進団体は、報告のあった内容を分析し、改善策等を推進団体に検討し、推進対象団体へ安全啓発を行う。

4 千葉県春・秋の農作業安全運動

推進団体及び推進対象団体は、水稻の田植及び収穫時期に農業機械に係る事故が増加傾向にあるため、春・秋の農作業安全運動を以下の期間に実施し、別に定める実施要綱に基づき、安全啓発を図る。

- (1) 春の農作業安全運動：令和7年3月初旬から5月中旬の2ヶ月半間
- (2) 秋の農作業安全運動：令和7年8月中旬から10月下旬の2ヶ月半間

5 農作業安全対策啓発活動

推進団体及び推進対象団体は以下の内容により安全啓発を行うこととする。

- (1) 推進団体が作成した、農作業安全啓発チェックシート及びポスターを配布・掲示することで安全啓発活動を実施する。
- (2) 推進団体において啓発資材（ステッカー等）を作成し、それを活用する。
- (3) 広報誌、防災無線等を活用し農作業安全運動を農家へ周知する。
- (4) 市町村、集落、出荷組合等で集まる際、農作業安全の啓発に努める。
- (5) 農業団体における労災保険加入団体の設置の促進と農業者の加入の推進。
- (6) 大特免許取得等、農作業機の適正な公道走行を推進する。
- (7) 死亡事故の多い高齢農業者に対し、農業機械点検を実施する。
- (8) VR動画等を活用した、農作業事故の未然実施に取り組む。
- (9) 国が定める熱中症対策研修実施強化期間（5～7月）での熱中症対策の徹底。
- (10) 国が定める農作業安全研修実施強化期間（12～2月）での農作業安全研修の実施。

6 農作業事故ゼロ推進研修会等の開催

上記3で報告のあった事故状況について、推進団体に分析した結果等を基に、今後の対応策を検討し、広く啓発を行う。

特に、農作業安全対策に係る研修会を開催することとする。

農業者が参加する会議、講習会等で農作業安全の話題を取り上げ、意識向上を図る取り組みを進める。